

【件名】

妊娠・出産に伴う支援給付の変更について

【概要】

令和5年度より、国の「出産・子育て応援交付金」及び「東京都出産・子育て応援事業」を活用し、相談支援と経済的支援を連動させた取り組みを進めている。この度、法改正等に伴い令和7年度からの支援内容が変更されるため、変更点を次のとおり報告する。

【変更点】

（1）妊婦のための支援給付

子ども・子育て支援法の一部が改正され、妊婦のための支援給付が創設され、令和7年度から施行される。給付の内容は、妊娠したことに對して5万円と胎児の数に5万円を乗じた額であり、申請時に現金給付とカタログギフトによる給付を選択できる。

（2）東京都出産・子育て応援事業 ～赤ちゃんファーストギフト～

これまでは、国の子育て応援ギフト（5万円）に東京都独自の5万円を上乗せし、10万円分の電子カタログギフトを給付している。令和7年度からは、東京都独自の事業として、10万円の電子カタログギフトを給付する。

【変更後の支援給付の対象者】

（1）妊婦のための支援給付

- ・【妊娠時】令和7年4月1日以降に給付の申請をする妊婦
- ・【出産後】令和7年4月1日以降に出産する妊婦

（2）赤ちゃんファーストギフト

- ・令和7年4月1日以降に出生している児童の養育者

※出生日時点の児童の住所が都内であること

【新旧比較】

	令和6年度		令和7年度	
産前	育児パッケージ 【子ども商品券】	1万円	育児パッケージ 【子ども商品券】	1万円
	出産応援ギフト 【カタログギフト】	5万円	妊婦のための支援給付 【現金又はカタログギフト】	5万円
産後	子育て応援ギフト、赤ちゃんファーストギフト(都独自補助) 【カタログギフト】	10万円	妊婦のための支援給付 【現金又はカタログギフト】	5万円
			赤ちゃんファーストギフト(都独自補助) 【カタログギフト】	10万円
1歳以降	ファーストバースデーサポート事業 【カタログギフト】	6万円	ファーストバースデーサポート事業 【カタログギフト】	6万円
	合計	22万円	合計	27万円

※多胎児や第2子以降の加算を考慮しない最低額

【今後のスケジュール】

令和7年4月～ 新たな支援給付の運用開始